

件名	愛媛県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例
主管課	道路維持課 都市計画課 県民活動推進課
根拠法令等	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年10月21日公布、平成19年10月1日施行）

【改正の概要】

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、日本郵政公社法及び郵便貯金法が廃止されることに伴うもの

1 愛媛県道路占用料徴収条例の一部改正〔道路維持課〕

第2条第3項第2号（別に占用料を定め、又は占用料を徴収しないことができる占有物件）の改正

(2) 日本郵政公社が日本郵政公社法（平成14年法律第97号）第19条第1項に規定する業務の用に供する占有物件

削る

郵便法の一部改正に伴う規定整備「第22条第1項」「第21条第1項」

2 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正〔都市計画課〕

第2条第3項第5号及び第10号（風致地区内において、建築物等の新築等をしようとする場合に知事に協議しなければならない者）の改正

(5) 日本郵政公社

(10) 本州四国連絡高速道路株式会社

削る

3 愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例の一部改正〔県民活動推進課〕

第2条第1項第4号（資産等報告書に記載する資産）の改正

(4) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。） 預金、貯金及び郵便貯金の額

削る

及び貯金

4 愛媛県情報公開条例の一部改正〔県民活動推進課〕

第7条第2項第1号ウ（公開しない個人情報から除かれる情報）の改正

ウ・・・国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）・・・

削る

5 愛媛県個人情報保護条例の一部改正〔県民活動推進課〕

第17条第2項第1号ウ（開示しない個人情報から除かれる情報）の改正

ウ・・・国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）・・・

削る

施行日 平成19年10月1日

【その他参考事項】

本県における風致地区（3市、15地区、696ha）

・松山広域都市計画区域 松山市梅津寺・城山・弁天山、伊予市下吾川等 505ha

・南予レクリエーション都市計画区域 宇和島市近家 191ha